

次世代電子行政サービス (eワンストップサービス)の実現に向けた グランドデザイン

概要

平成20年6月4日

次世代電子行政サービス基盤等検討プロジェクトチーム

I 次世代電子行政サービスとは

Vision

情報爆発時代において日本社会を知識創造の社会へ導き、
社会インフラの刷新を伴うイノベーションの連鎖を実現する新たなサービス

具体的な目標

1. 利用者視点でのサービス提供

- 情報提供を含む簡素で便利なワンストップサービスの実現
- 縦割り行政を排除したサービス提供
- 申請主義から脱却したプッシュ型サービスの提供 etc.

2. 行政事務の最適化の推進

- サービスの付加価値の向上と効率化
- 全体最適を意識した業務プロセスへの変革
- 今まで実現できなかったサービスの実現 etc.

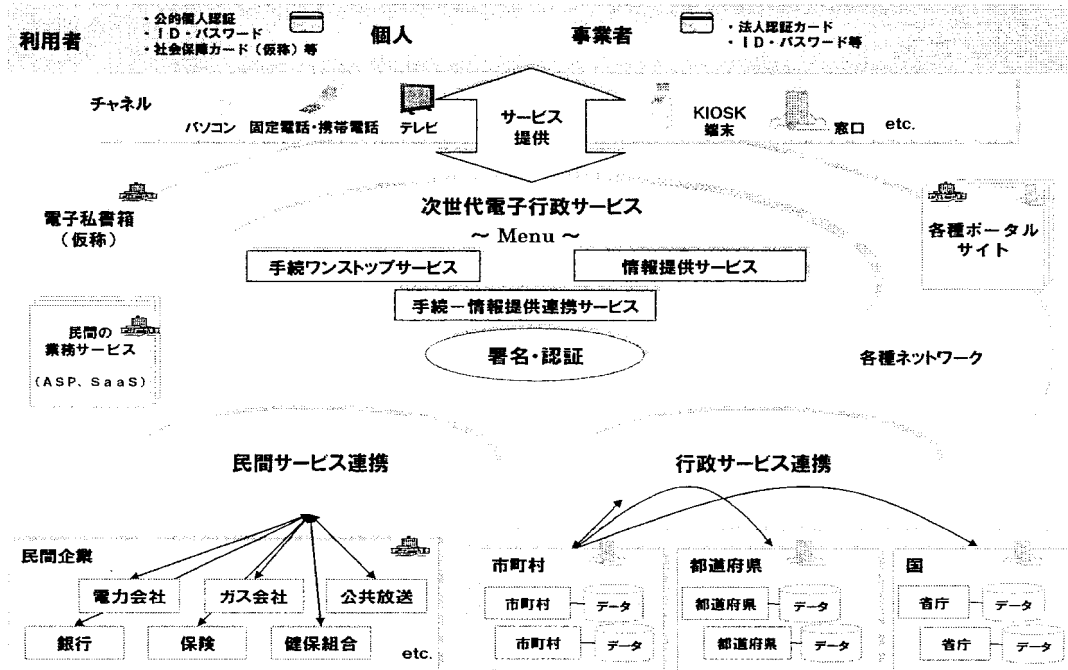
3. 企業活動の活性化

- 行政サービスとのシームレスな連携による生産性向上
- 新たな民間サービス創設の環境作り etc.

4. 国民と行政の信頼強化

- 行政サービス・情報・プロセスの見える化
- 個人情報へのアクセス履歴の本人からの閲覧 etc.

サービス基盤のイメージ図



多くの利用が見込め、かつ国や地方、個人や企業が係わるイベントである「引越」と「退職」のワンストップサービス実現を次世代電子行政サービスの第一歩とする。

Ⅱ ライフイベントに即したワンストップサービス

ライフイベント単位で手続きをワンストップ化 → 利用者の利便性向上、行政の効率化

BPRによる効率化、添付書類の削減、一元的でわかりやすい情報提供などを推進

効果(引越)

官民あわせて年間約1000億円※のコスト削減効果の見込み

訪問: 7機関 → 訪問: 転入地市町村のみ
添付: 13書類 → 添付: なし

※ 引越者側の効果が約900億円、サービス提供者側の効果が約100億円

効果(退職)

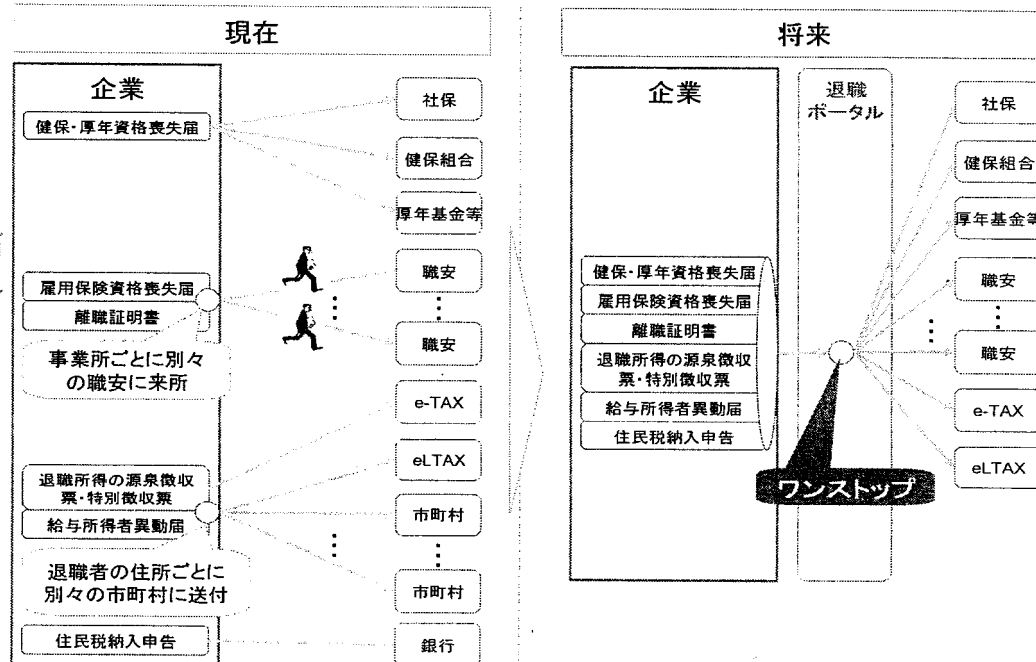
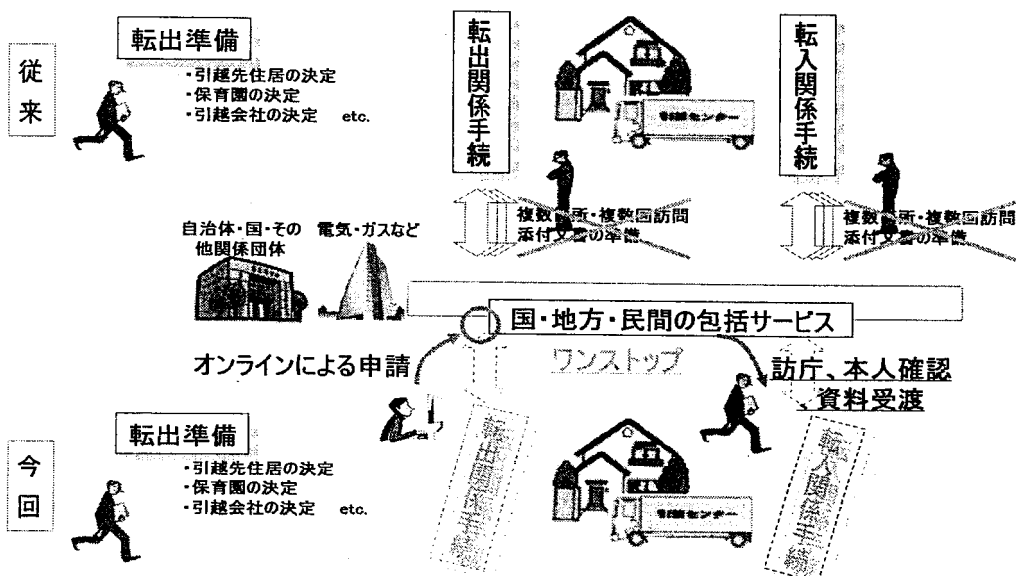
官民あわせて年間約1200億円※のコスト削減効果の見込み

訪問: 6機関 → 訪問: 企業はなし、個人は公共職業安定所のみ
添付: 15書類 → 添付: なし

※ 企業・退職者側の効果が約900億円、サービス提供者側の効果が約300億円

引越ワンストップのイメージ

退職ワンストップのイメージ



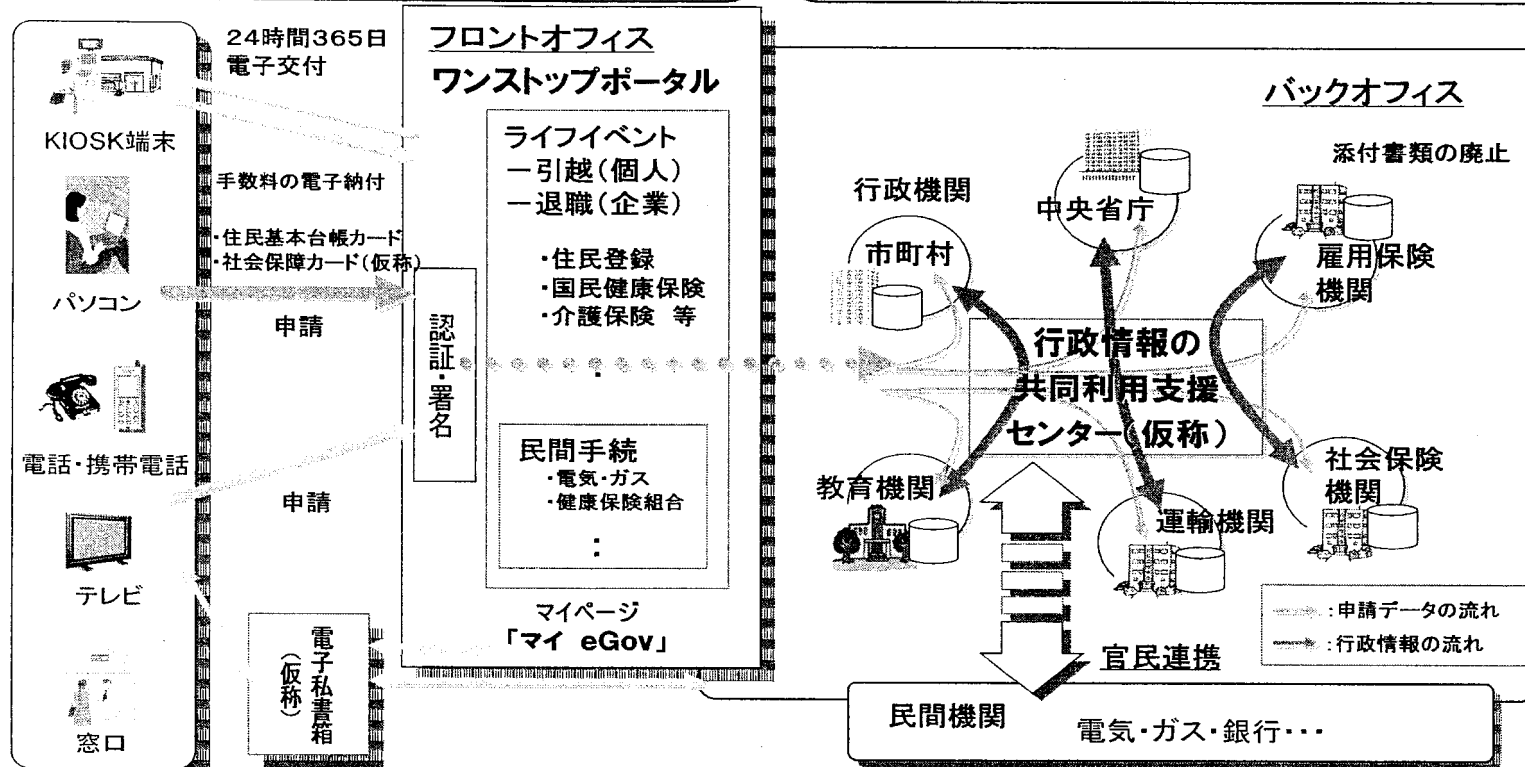
Ⅲ ワンストップサービスを実現する技術要素

1. 窓口(ポータル)

- 行政機関(国、地方)の垣根を取り除いたサービス提供
- APIを公開するなどにより、民間との連携を実現
- 手続や関連する情報の見える化を実現
- 窓口においてもワンストップサービスの享受 etc.

2. 認証・署名

- セキュリティレベルを考慮した上での、利便性の高いID・パスワードを活用したサービスも実現
- 携帯電話の認証サービスの活用
- シングル・サイン・オンによる認証の煩わしさの排除 etc.



※ 行政情報は各機関のデータベースに保有し、連携は疎結合により実現。

3. バックオフィス連携

- 本人の同意を得ることを前提とした制度整備
- 疎結合による連携の実現(データの集中化はしない)
- 個人情報保護の観点から十分なセキュリティー確保
- バックオフィス連携できない機関への配慮 etc.

4. 標準化

- 最終的には1つの標準仕様で連携を実現
- 複数の標準化アプローチ(トップダウン、ボトムアップ)の採用
- 標準仕様対応が困難な機関への配慮 etc.

IV 次世代電子行政サービスの実現に向けて

次世代電子行政サービスを実現するために「eワンストップ・イニシアティブ」を推進する。先行プロジェクトとして実証実験を中心に課題の検証を行うと共に、基本的な枠組みの構築を行い、知識創造の社会へ導く次世代電子行政サービスの継続的な成長に向けた取組みを進める。

1. 実証実験に向けた主な課題

- － 情報の透明化
- － フロントオフィスにおけるワンストップポータルの実現
- － バックオフィスにおける情報の共同利用の促進
- － 国・地方における関係手続の連携検討
- － データや様式の標準化

2. 次世代電子行政サービスの環境整備に向けた主な課題

- － ワンストップ化に向けた法制の検討
- － 総合的・一体的な取組みの推進体制の整備
- － 手続にかかる業務の総点検
- － 官民における関係手続の連携強化
- － 社会保障カード(仮称)、電子私書箱(仮称)との連携

3. 知識創造の社会へ導く次世代電子行政サービスの継続的な成長に向けた取組み

現行の年金手帳・被保険者証について

	年金手帳	健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証	介護保険被保険者証	雇用保険被保険者証
根拠規定	国民年金法第13条 厚生年金保険法施行規則第81条 年金手帳の様式を定める省令	健康保険法施行規則第47条 国民健康保険法施行規則第6条、第20条	介護保険法施行規則第26条	雇用保険法施行規則第10条
必要になる場合	<ul style="list-style-type: none"> ●年金や一時金の請求をするときに社会保険事務所等に提示 ●年金や一時金についての相談を受けるとき社会保険事務所等に提示 ●被保険者の氏名及び住所等に変更のあったときに社会保険事務所等に提出等 	<ul style="list-style-type: none"> ●保険医療機関等で診療を受けようとするとき、保険医療機関の窓口へ提出 <p>【健保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の氏名及び事業所名称等に変更のあったときに、社会保険事務所又は健康保険組合に提出 <p>【国保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の氏名及び世帯主の住所等に変更のあったときに、市町村又は国民健康保険組合に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護(要支援)認定の際、市町村に提出 ●介護サービスを受けようとするとき、事業者又は施設の窓口へ提示 ●被保険者の氏名及び住所等に変更のあったときに市町村に提出 ●被保険者が被保険者の資格を喪失したときに市町村に提出等 	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用保険被保険者証の交付を受けた者が一度被保険者資格を喪失し、再び被保険者となった場合に、事業主に提示 ●被保険者が他の事業所に転動した場合や氏名を変更した場合に、事業主に提示 ●被保険者となったことの確認の請求をしたときに、公共職業安定所に提出
交付主体	社会保険庁長官	【健保】社会保険事務所長等又は健康保険組合 【国保】市町村又は特別区又は国民健康保険組合	市町村等	公共職業安定所長
交付対象	①厚生年金の被保険者 ②国民年金第1号被保険者・第3号被保険者	【健保】被保険者及び被扶養者 【国保】被保険者	・第1号被保険者 ・第2号被保険者のうち、①要介護(支援)認定を申請した者及び②介護保険被保険者証の交付を申請した者	被保険者
交付単位	個人	原則、個人単位 ただし、国保と健保組合においては、経過的に世帯単位の交付を認めているところ。	個人単位(第2号被保険者については、要介護(支援)認定を申請した者若しくは交付を希望した者に交付)	個人
交付手続	<p>【国年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1号被保険者は市町村に資格取得届を提出 ●第3号被保険者は、その配偶者が使用される事業主又はその配偶者が加入する共済組合等に資格取得届を提出 <p>【厚年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業主が社会保険事務所等に資格取得届を提出 	<p>【健保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業主が保険者に資格取得届を提出 ●被扶養者については、被保険者が事業主を経由して保険者に被扶養者届を提出 <p>【国保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が資格取得届を市町村に届出 	<p>(第1号被保険者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●65歳到達による資格取得については、市町村への届出不要 ●他市町村からの転入による資格取得には、届出が必要 <p style="text-align: center;">(住民基本台帳法に基づく転入届があったときに、介護保険の資格取得の届出があったものとみなされる。ただし、住所地特例の場合を除く。)</p> <p>(第2号被保険者) 次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険者に要介護(支援)認定を申請 ●保険者に介護保険被保険者証の交付を申請 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業主が公共職業安定所に資格取得届を提出

	年金手帳	健康保険被保険者証 国民健康保険被保険者証	介護保険被保険者証	雇用保険被保険者証
券面記載事項 ((*)は自署)	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 生年月日 性別 基礎年金番号 交付年月日 変更後の氏名(変更日) 「国民年金の記録」欄 <ul style="list-style-type: none"> 資格取得年月日(*) 被保険者の種別(*) 資格喪失日(*) 資格の種別変更日(*) 「厚生年金保険の記録」欄 <ul style="list-style-type: none"> 事業所名(*) 事業所所在地(*) 資格取得年月日(*) 資格喪失日(*) 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 生年月日 性別 住所(健保は被保険者証裏面等に自署) 被保険者記号番号 保険者番号 保険者名 交付年月日 資格取得年月日 世帯主氏名【国保】 被保険者氏名【健保・被扶養者の場合のみ】 有効期限【国保】 事業所名称【健保】 事業所所在地【健保】 保険者所在地【健保】 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 生年月日 性別 住所 被保険者番号 保険者番号(保険者の名称・印) 交付年月日 要介護状態区分等 認定年月日 認定の有効期間 居宅サービス等における区分支給限度基準額(サービスの種類とその種類支給限度基準額)(※バウチャーを発行する市町村についてはバウチャー切り分け欄) 認定審査会の意見及びサービスの種類の指定 給付制限(内容及び期間) 居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業者の名称(届出年月日) 介護保険施設等種類・名称(入退所年月日)(※労災保険の介護補償給付等の受給者についてはその旨と常時介護・随時介護の別を記載) 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 生年月日 被保険者番号
媒体	紙	紙・プラスチックカード・ICカード 等	紙	紙
返納の必要	なし (原則、生涯ひとつ)	あり (資格喪失時及び更新時)	あり (資格喪失時)	なし
有効期限	なし	あり(保険者により異なる)	なし	なし
被保険者資格の管理方法	基礎年金番号と4情報(氏名、住所、生年月日、性別)	【健保】 保険者番号、被保険者記号番号及び3情報(氏名、生年月日、性別) 【国保】 保険者番号、被保険者記号番号及び4情報(氏名、住所、生年月日、性別)	保険者番号、被保険者番号と4情報(氏名、住所、生年月日、性別) (第2号被保険者については、①要介護(支援)認定を申請した者及び②介護保険被保険者証の交付を申請した者に限り、被保険者として管理)	雇用保険被保険者番号と3情報(氏名、生年月日、性別)
番号の変更	なし (原則、生涯ひとつの番号)	なし (ただし、被保険者資格に異動が生じたときは変更する場合がある。)	なし (ただし、保険者(市町村)を異動すると変更)	なし (ただし、最後に被保険者でなくなった日から7年以上経過すると新規に付番)
備考	初めて加入した年金制度が共済年金制度の場合、その際には、年金手帳は交付されない。(ただし、「基礎年金番号通知書」を交付。)	共済加入者には、共済組合員証等が交付されている。 【例：国家公務員】 ・世帯単位の交付 ・券面には、氏名・性別・生年月日・住所・資格取得年月日・発行機関の所在地・保険者番号名称及び印・交付年月日・有効期限のほか、被扶養者の氏名・性別・生年月日、組合員及び被扶養者療養給付記録を記載 ・媒体は紙		

現行の年金記録情報の提供方法について

参考資料8

	年金見込額試算	年金加入記録照会・年金見込額試算 (電子申請)	年金個人情報提供サービス (ユーザID・パスワード)	ねんきん定期便 ※
サービス提供者	社会保険庁	社会保険庁	社会保険庁	社会保険庁
サービス利用可能者 { 老齢年金受給者を除く }	公的年金制度加入者で 申込日現在50歳以上の方	公的年金制度加入者	公的年金制度加入者 (共済組合等加入者を除く)	公的年金制度加入者 (平成21年4月から)
閲覧・確認方法	①社会保険庁HPから、 基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所、現在加入している年金制度の別等を入力(申込み) ②社会保険庁が年金見込額試算の結果を社会保険庁で管理している住所に郵送	①公的個人認証サービス又は日本認証サービス(株)の「電子証明書」を取得 ②厚生労働省電子申請・届出システムから ①の電子証明書を添えて申込み ③結果は、電子文書で通知	①社会保険庁HPから、基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所等を入力し、「ユーザID・パスワード」取得の申込 ②社会保険庁から、社会保険庁で管理している住所にユーザID・パスワードを郵送 ③社会保険庁HPから、ユーザID・パスワード等を入力して、利用	○社会保険庁から社会保険庁で管理している住所に郵送
閲覧・確認できる内容	●年金見込額 (共済組合等支給分は除外) ●加入履歴(加入制度、資格取得・喪失年月日、加入月数等)	●年金見込額 (共済組合等支給分は除外) ●加入履歴 (加入制度、資格取得・喪失年月日、加入月数等) ※申込日現在50歳未満の方については、加入履歴のみを回答	●加入履歴 (加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等) ●過去すべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)	【全年齢共通】 ●加入月数 ●これまでの加入実績に応じた年金見込額 ●保険料納付額(被保険者負担分) ●直近1年分の厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別) 【特定年齢(35歳、45歳、58歳)の方】 ●加入履歴 (加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等) ●過去すべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別) ※平成21年4月から一定期間は、全年齢の被保険者に対して、特定年齢の方と同様の内容を送付 【50歳以上の方】 ●将来の年金見込額 【50歳未満の方】 ●年金額の早見表
利用件数	176,339件 (平成18年度)	327件 (平成18年度)	929,741件 { 平成19年8月までのユーザID・パスワード累積発行件数 }	-----

※ 平成19年12月～平成20年10月目途の間は、全ての年金受給者及び被保険者に対して、加入期間及び加入履歴を通知する「ねんきん特別便」を送付。

現行の医療費通知等について

参考資料9

	医療費通知	レセプト(診療報酬明細書等)開示	特定健診等の結果に関する情報 (平成20年4月～)	介護給付費通知
情報提供主体	医療保険者	医療保険者	医療保険者	介護保険者
閲覧・通知に係る根拠法令	厚生労働省通知 等	個人情報の保護に関する法律第25条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第14条 地方公共団体の個人情報保護条例 等	高齢者の医療の確保に関する法律第23条	-----
対象者	医療保険加入者のうち 保険診療(調剤)を受けた者	①医療保険加入者 ②①が未成年又は成年被後見人の場合における法定代理人 ③被保険者が死亡している場合は、その遺族等	40歳以上74歳以下の 医療保険加入者	介護保険被保険者のうち サービスを受給している者
確認・閲覧方法とその頻度	保険者から通知 (頻度は保険者ごとに異なる) <例>政管健保の場合 年2回	保険者に対してレセプト開示を請求 (遺族においては開示を依頼) (例:政管健保の場合) 最寄りの社会保険事務所へ、開示請求(依頼)者 本人が直接、次の書類を持参又は郵送により手続 ・診療報酬明細書等開示請求書 ・開示請求をされる方の本人確認ができる書類	保険者又は実施機関からの通知等	保険者から通知 (実施している市町村と未実施の市町村があり、実施市町村の中でも、送付の頻度は異なる。) 【参考】 介護給付費通知を実施している市町村の数は、全体の約50%(平成18年度)。平成22年度末までに実施率を100%とすることを目標。
確認・閲覧できる内容	内容は保険者ごとに異なる <例> ・該当期間にかかった医療費の総額 ・受診した医療機関名称 ・区分(入院又は通院日数)	開示請求(依頼)をしたレセプト (ただし、開示することについて支障があると判断されたレセプト等は、開示できない。また、保険者によって、レセプトの保存年数が異なる。)	特定健診等の内容 ・既往歴の調査結果 ・自覚症状及び他覚症状の有無の検査結果 ・測定結果(身長・体重・腹囲・BMI・血圧) ・血液検査結果(肝機能・脂質・血糖) ・尿検査結果 ・特定保健指導に関する記録 等	内容は保険者ごとに異なる なお、一般的な記載内容は以下のとおり ・サービス利用月 ・介護サービス事業者名称 ・サービスの種類 ・サービス利用日数(回数) ・サービス費用総額 ・利用者負担額 等
利用件数 (平成18年度)	2,811万件 (政管健保)	6,172件 (政管健保)	-----	保険者数817